平成２６年（フ）第１４１３号
福岡市博多区東那珂１丁目12番20―401号
債務者　佐々木純一
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宮　浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４９１号
福岡市東区西戸崎１丁目19番10号、旧住所福岡市西区今宿東２―32―７―703
債務者　岡本　朋美（旧姓高井）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村伸理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６０６号
福岡市南区警弥郷２丁目２番４―502号
債務者　奥田　美加
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崎山有紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６３７号
福岡市東区松田３丁目13番８―705号
債務者　鶴田　　孝
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　善昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７７２号
福岡市東区千早４丁目10番１―1017号
債務者　今村　治樹
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃原　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１０号
岐阜県大垣市南若森町１丁目209番地１
債務者　恩田麻衣子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
岡山県倉敷市茶屋町早沖1006番地３
債務者　板谷いづみ
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
岡山県倉敷市中島1251番地17　悠悠館102
債務者　河村佐知子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３２３号
埼玉県熊谷市玉井４丁目10番地　メゾンドール１番館102
債務者　小林　敬司
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第９２号
三重県志摩市志摩町越賀463番地６
債務者　谷口美奈子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
三重県伊勢市大湊町６番地46
債務者　藤原　　司
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２７６号
佐賀市川副町大字大詫間63番地１
債務者　島崎電子こと　島崎　直博
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
佐賀市日の出１丁目２番11号
債務者　たこやきＳＨＯＷ―ＹＡこと　庄島　友美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
佐賀市日の出１丁目２番11号
債務者　たこやきＳＨＯＷ―ＹＡこと　庄島　洋三
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
佐賀市鬼丸町７番１号　コーポ87―102号
債務者　中川　征江
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７９号
大分市大字羽田564番地の３　仲アパート201
債務者　佐々木　貴
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４８号
埼玉県和光市新倉２丁目４番40号　グリーンヒル石田201
債務者　松浦　広子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１４号
さいたま市大宮区北袋町２丁目496番地４205
債務者　村越　隆二
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係